

「近世城郭の天守群の世界遺産登録を目指した取組みについて ～松本城を中心に～」

松本市文化スポーツ部文化振興課
世界遺産推進担当 桑島直昭

■ 国宝松本城の歴史的価値

1 松本城の特徴

(1) 立地

所在地：長野県松本市丸の内4番1号（旧松本市大字深志二ノ丸）

環境：松本市街地の北西よりにあり、周囲に女鳥羽川・田川・奈良井川・薄川などの河川が回る低湿地帯

標高：590m



図1 冬の松本城と北アルプス

(2) 構造等

城の形態：平城、連結複合式

別名：深志城（ふかし）、鷲湖城（がこ） → 烏城（からす）は誤り

城郭の範囲：東西（600m）×南北（700m）

郭数：3つ（本丸、二の丸、三の丸）

主な建物：天守（5棟）、黒門一の門二の門、太鼓門一の門二の門、御金蔵

構成要素：石垣、御殿跡（本丸、二の丸、古山寺）、土塁跡、櫓跡、井戸、若宮神社跡、（埋橋）等及び地下遺構

堀：内堀、外堀、総堀、（捨堀）、内堀の最大幅約60m

門：5つ（南）大手門、東門、西門、北門、北不明門

馬出し：4つ 北門馬出、北不明門馬出、西不明門馬出、東門馬出

御殿：6つ（史跡内に本丸御殿、二の丸御殿、古山寺御殿。他に辰巳御殿、浅間御殿、山辺御殿が別の場所にあった）

文化財の指定：「史跡松本城」

昭和5年11月史蹟名勝天然記念物保存法による

昭和25年8月文化財保護法による

史跡指定の面積 92、707.88 m² (平成27.3.10現在)

現在の所有者：国、長野県、松本市、民有地

管理団体：長野県松本市

(3) 天守

名称及び員数：松本城天守 5棟

(天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓)

指定年月日：昭和27年3月29日

文化財保護法による

(昭和11年4月20日)

国宝保存法による

建造物の構造及び形式

天守：五重六階、本瓦葺

乾小天守：三重四階、本瓦葺

渡櫓：二重二階、本瓦葺

辰巳附櫓：二重二階、本瓦葺

月見櫓：一重地下一階附、本瓦葺

所有者：国(文部科学省)

管理団体：長野県松本市

高さ：大天守(29.4m)

重量：約1,000t(推定)大天守のみ

天守台石垣：野面積、算木積、入隅出隅あり

(高さ4.15m)

天守台内部：土台支持柱(16本のつが材)、筏地形(いかだじぎょう)、杭列



図2 松本城全景 本丸東方向より



図3 同 二の丸南西方向より

2 松本城の歴史

(1) 戦国時代以前(国府の所在地)

1335 この頃、小笠原氏が信濃守護として井川の館に住む

1489 この頃、小笠原氏が林の館に移る

(2) 戦国時代

1593 武田信玄が小笠原長時を破り、松本平を治める。深志城を新しく作りかえる

- 1582 織田信長軍が武田軍の守る深志城を攻める
小笠原貞慶が父長時の領地を回復し、「深志」を「松本」と改める
- 1590 石川数正が和泉国から約8万石で入封し、松本城主となる
- 1593 松本城天守（3棟）の工事が進む
- 1594 松本城天守が竣工か

(3) 江戸時代

- 1613 小笠原秀政が信濃国飯田から入封し、松本城主となる
- 1617 戸田康長が上野国高崎から入封し、松本城主となる
- 1633 松平直政が越前国大野から入封し、松本城主となる（徳川家康の孫）
 - ◆ この頃、月見櫓と辰巳附櫓を増設する



図4 月見櫓と辰巳附櫓



図5 月見櫓と辰巳附櫓が付設した松本城

- 1638 堀田正盛が武蔵国川越から入封し、松本城主となる（徳川家光の老中）
- 1642 水野忠清が三河国吉田から入封し、松本城主となる（水野家は、徳川家康生母「於大」の実家筋）
 - ◆ 水野氏統治の時代に松本城下町の姿が整う
- 1649 水野忠職が、松本領内でいっせいに検地を始める
- 1686 全藩的な百姓一揆「加助騒動」が起きる（首謀者ら28名処刑）
- 1725 水野忠恒が江戸城で刃傷事件を起こし水野家は改易される「松本大變」
 - ◆ 一時幕府が直接治める（真田氏が城を預かった）
- 1726 戸田光慈が志摩国鳥羽から入封し、松本城主となる（戸田氏再入封）
- 1727 本丸御殿が全焼する → 【天守の危機（1回目）】
- 1793 藩の学校崇教館ができる

(4) 明治・大正

- 1869 版籍奉還し、戸田光則松本藩主から松本藩知藩事になる
- 1871 廃藩置県で松本県、のち筑摩県となる
- ◆ 城内の門・櫓・塀の破却始まる →【天守の危機（2回目）】
- 1872 天守櫓など払下げとなるが、市川量造（下横田町副戸長）ら有志により買い戻される。二の丸御殿が筑摩県庁として使われる
- 1873 天守と本丸跡で市川量造が松本博覧会を開く。計5回開催
- 1876 筑摩県庁失火により全焼。筑摩県（廃止）から長野県に統合
- 1878 二の丸御殿跡に松本裁判所新築
- 1901 小林有也（長野県中学校長）らが松本城天守（閣）保存会を設立
- ◆ この頃天守荒廃 →【天守の危機（3回目）】
- 1903 松本城天守の大修理が始まる（～大正2年まで）。いわゆる「明治の修理」



図6 明治の修理

(5) 昭和

- 1930 本丸、二の丸（一部）が史蹟に指定、史蹟名勝天然記念物保存法により
- 1936 松本城天守5棟が国宝指定、國法保存法第1条により、大垣城とともに
- 1945 全国の城郭が空襲で焼失 →【天守の危機（4回目）】
- 1946 日本駐留連合軍総司令部民間情報局美術顧問チャールス・エフ・ギャラガー視察・修理の勧告を行う
- 1950 松本城解体復元工事が始まる。いわゆる「昭和の大修理」
- 1952 国宝再指定
文化財保護法第27条2項の規定
- 1955 解体修理工事竣工式・落成式
- ◆ 文部省直轄で国宝天守の保存工事第1号（約6、128万円）
- ◆ 『姫路市史第14巻 別編 姫路城（昭和63年7月発行）』には、「文化財保護委員会（文化庁の前身）の三大工事といえば、法隆寺、松本城、それに姫路城で、・・・」と記載されている。



図7 昭和の解体修理工事

第7回松江城調査報告会

- 1960 松本市制 50 周年記念事業として松本城黒門枳形（一の門）が復興される
- 1973 『松本城周辺整備調査報告書』（大谷レポート）の提出
 - ◆ 城内からの山岳眺望を重視
- 1977 『松本城中央公演整備計画』を策定
- 1985 二の丸御殿跡が史跡公園となる 現在は「松本城公園」と呼ぶ
 - ◆ 年間入場者数 100 万人を超える →【天守の危機（5 回目）】

(6) 平成

- 1990 国宝松本城築城年代懇談会が創建年代を答申
 - ◆ 文禄 2 年～3 年（1593～1594）に築城と推定する
- 1992 信州博覧会・国宝松本城 400 年まつり開催
- 1999 『松本城およびその周辺整備計画』を策定、松本城太鼓門枳形が復元される
- 2002 史跡松本城石垣現状調査（危険度調査）
- 2005 昭和の解体復元 50 周年事業開催
- 2007 松本城西総堀土塁が史跡に追加指定される
- 2010 『松本市歴史的風致維持向上計画』の認定
- 2011 『松本城南・西外堀復元に係る事業計画』を策定、松本城おもてなし隊事業
長野県中部を震源とする地震（震度 5 強）発生、以後乾小天守・埋門を閉鎖
 - 【天守の危機（6 回目）】
- 2013 南外堀・西外堀の一部が史跡に追加指定される
- 2014 松本城照明 LED 化事業、松本城 HP 作成事業
- 2015 松江城天守が国宝に指定。国宝松本城天守耐震診断事業、黒門改修事業
『国宝松本城天守保存活用計画』を策定
- 2016 『史跡松本城保存活用計画』を策定。松本城観光ガイド支援事業
姫路市・松本市姉妹都市提携 50 周年記念式典開催
- 2017 犬山城が史跡指定
- 2018 松本城黒門・太鼓門耐震対策事業

(7) 令和

- 2019 国宝松本城天守屋根修理、松本城観覧料の改定

3 松本城の魅力とその価値

- (1) 小笠原貞慶の「松本」命名と城下町建設
- (2) 石川数正・康長父子の天守普請
- (3) 松平直政による月見櫓増設

(4) 松本城の主な特徴

ア 天守の架構構造

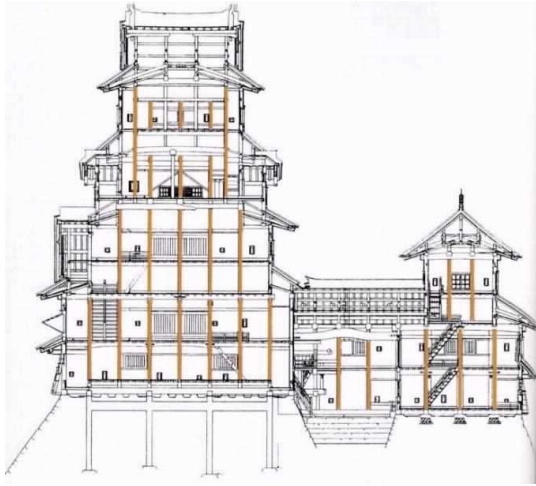


図8 天守断面図（オレンジ色は通柱）



図9 大天守1階内部

イ 天守の武備



図10 天守の狭間



図11 同 石落とし

ウ 天守の美

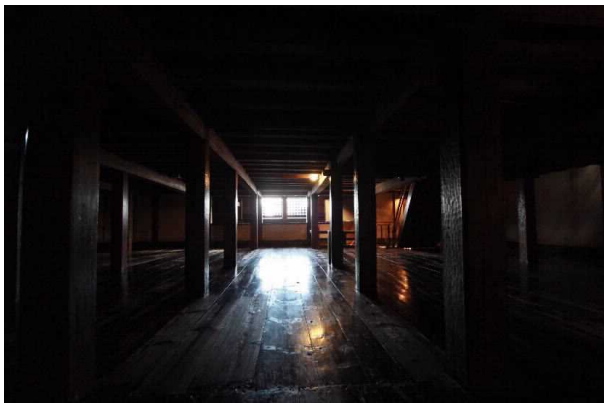


図12 大天守3階内部



図13 大天守南面

エ 土台支持柱、筏地形（いかだじぎょう）



図 14 土台支持柱

図 15 筏地形

- (5) 市民が支えてきた松本城
 - ア 松本城を買い戻した市川量造
 - イ 明治の修理を遂行した小林有也
- (6) 昭和の解体修理工事とその後の史跡整備



図 16 太鼓門と松本城

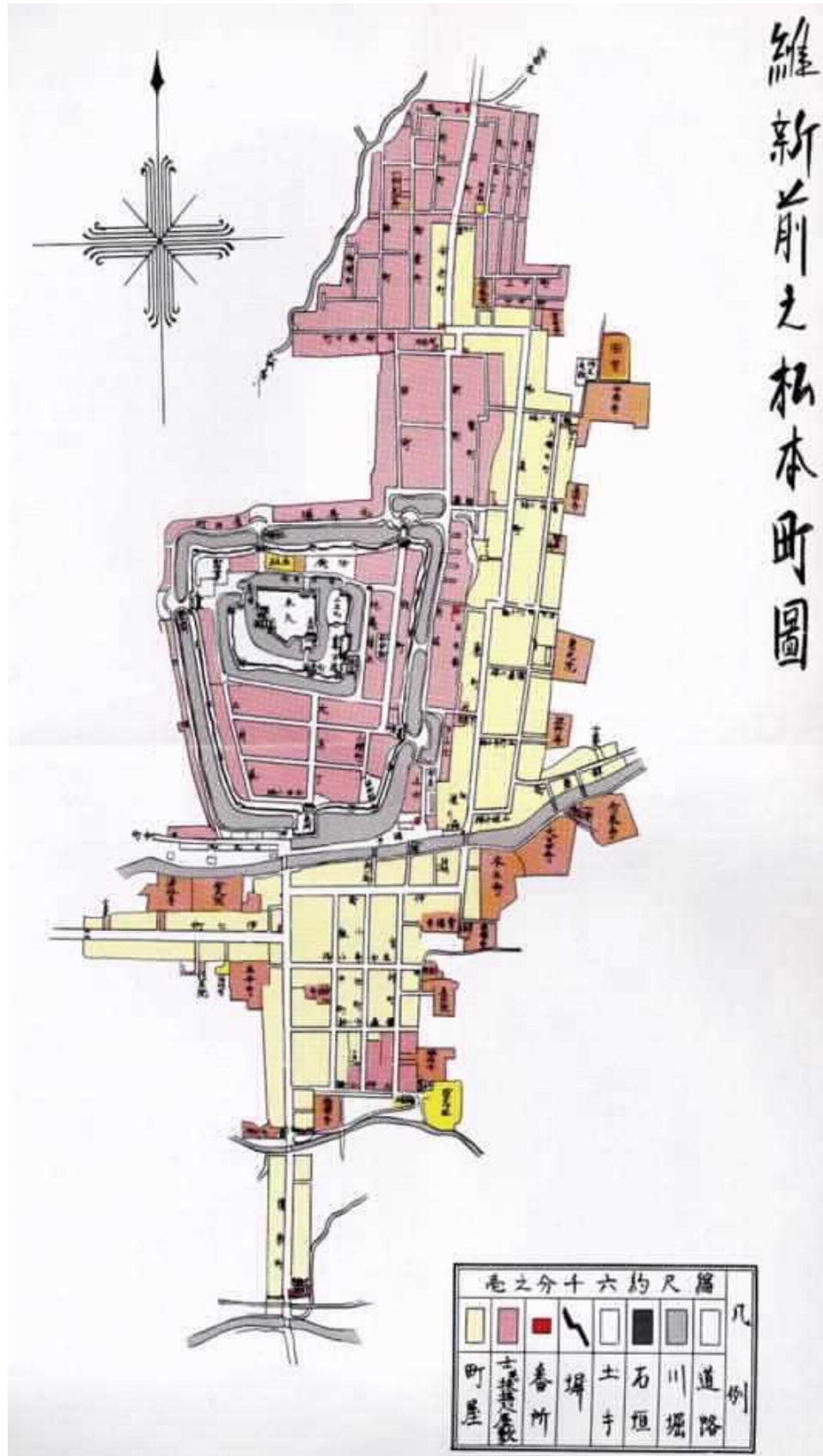


図17 松本の城下町
 (昭和8年版『松本市史』付図)

■ 世界文化遺産登録をめざして松本市の取組み

- 1993 姫路城が世界遺産登録となり、松本市内で話題になる
- 2000 松本城の愛護団体（松本古城会）が文化庁長官を訪問
- 2001 「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会が発足
- 2006 文化庁が世界遺産暫定一覧表記載遺産候補を公募。資産「松本城」を提案
◆ 審議結果：「継続審議」、姫路城及び彦根城との統合の検討を指摘される
- 2007 文化庁が世界遺産暫定一覧表記載遺産候補を再公募。資産「松本城」を再提案
- 2008 文化庁世界遺産文化遺産特別委員会からの審議結果「カテゴリー I b」※
- 2010 資産を「天守」に絞ったビルディングタイプで世界遺産を目指すことに
◆ 3市（犬山市・彦根市・松本市）が合意
「松本城を世界遺産に」講演会初開催（講師：松浦元ユネスコ事務局長）
- 2013 世界遺産フォーラム in 松本「世界遺産登録に向けて必要なものとは」を開催
◆ 天守変遷に関する調査研究により、松江城天守の重要性が指摘される
- 2014 これまでの研究の結果、国宝天守を資産とする「近世城郭の天守群」へ
- 2015 松江城天守が国宝に指定、市長部局に世界遺産推進担当を設置
- 2016 3市長(松江市・犬山市・松本市)が懇談
◆ 世界遺産登録にむけ、3市の連携強化を確認
松江市が「近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会（犬山・松本）」へ参加
姫路市・松本市姉妹都市提携 50 周年記念式典開催
- 2017 犬山城が史跡指定、日本イコモス国内委員会理事等との意見交換会を実施
松本市市制施行 110 周年記念シンポジウム「世界遺産と天守~近世城郭の天守群の世界遺産登録をめざして~」を開催
- 2018 3市長(松江市・犬山市・松本市)が文化庁へ要望書提出
ICOFORT 国際会議 2018 in 彦根にて学術セッションにて、松江市・犬山市・松本市の3市がプレゼンテーションを実施
「近世城郭の天守群」の価値を検討する国際専門家会議を初開催
- 2019 ICOFORT 国際会議 2019 in 瀋陽（中国）にて学術発表
文化庁が「我が国における世界文化遺産の現状課題等に関する調査について」を実施 ◆ 「カテゴリー I 及び II」の現状把握、平成 20 年以来の大きな動き
第 9 回近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会担当者会議にて勉強会
◆ 関係自治体（3 県 3 市）が初参加
3 市の市民交流事業を初開催（犬山）

※「カテゴリー I b」とは、提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により作業を進めるべきもの

■ **世界遺産とは** (出典：公益財団法人日本ユネスコ協会)

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物です。現在を生きる世界中の人びとが過去から引継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産です。

1 世界遺産の定義

世界遺産は、1972年の第17回 UNESCO 総会で採択された世界遺産条約（正式には『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約』）の中で定義されています。2019年7月現在、世界遺産1、121件（文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件）、条約締約国は193カ国です。

2 世界遺産の登録基準

世界遺産リストに登録されるためには、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている下記の登録基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、真実性(オーセンティシティ)や完全性(インテグリティ)の条件を満たし、締約国の国内法によって、適切な保護管理体制がとられていることが必要です。

【登録基準】

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

3 暫定リストとは

世界遺産条約を締約した国は、将来世界遺産リストに登録する計画のある物件を「暫定リスト」として UNESCO に提出します。事前に暫定リストに記載されていないと、世界遺産委員会へ推薦書を提出しても審査されません。なお、世界遺産リストへの推薦は、各締約国政府が責任を持って行うもので、個人や団体による推薦はありません。

■ 近世城郭の天守群の世界遺産登録を目指した取組み

- 1 松本市が世界遺産を目指す理由・・・「松本城を中心としたまちづくり」に寄与
 - ・ 松本城の恒久的保存と次世代への継承
 - ・ 郷土松本を大切に思う気持ちを養う
 - ・ 市民が松本城の価値や素晴らしさを再認識する契機となる
 - ・ 交流人口の増加や魅力あるまちづくりの推進
 - ・ 世界文化遺産への貢献

2 「近世城郭の天守」を束にするという方向性

(1) 国宝5城（近世城郭）の現状

（姫路城）日本の世界遺産一覧表記載物件（H4 暫定、H5 登録）

（彦根城）日本の世界遺産暫定一覧表記載物件（H4 暫定）

【近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会】・・・3市

（松本城）日本の世界遺産暫定一覧表候補物件（H18）

（松江城・犬山城）日本の世界遺産暫定一覧表候補物件（R 元）

(2) 松本城が世界遺産登録となるパターン（3つ）

ア 松本城が単独で・・・城下町、桜の景観、北アルプスとの組合せ

→（課題）松本城下町の「真実性」が担保できない

イ 世界遺産暫定一覧表に記載の彦根城とのセットで・・・近世城郭群で新たなストーリー（姫路城を除く）が必要

→（課題）世界遺産姫路城と比較した場合、差別化が困難か

ウ 既に世界遺産登録されている姫路城に加える形での登録（拡張遺産登録）

◆ 天守の ALL JAPAN は、現在の世界遺産登録の方向性にマッチ、専門家から高い評価。

→（課題）姫路城単独登録とは違う世界遺産の価値が必要

(3) 近世城郭と天守

世界遺産姫路城だけで、日本の近世城郭の持つ多様性や社会背景といった価値を十分に表現しきれるか？

（御殿や城下町など、近世城郭の要素の全てが、世界遺産としての登録要件ではない）

→ 近世城郭を象徴し、独特の特徴を持つ建築である「天守」への注目

また「群」として捉えてみる

= 「天守の ALL JAPAN」





3 天守の世界遺産的価値とは（ヒント）

- (1) 天守は、国の統治のスタイルを示している
- (2) 天守は、国の統治のシンボルである
- (3) 天守は、日本固有の都市である城下町のシンボルである
- (4) 天守は、軍事施設の際だった類型である
- (5) 天守は、短期間で完成したひとつの建築類型である
- (6) 天守は、独自の建築システムを構築した
- (7) 天守は、日本の固有の文化の類型であり、建築物としても傑出した価値を有している大型の木造建築物
- (8) その他

4 「近世城郭の天守群」の顕著な普遍的価値とは

- 評価基準 (i)・・・天守の建築物のデザインや屋根等の外観の美的
- 評価基準 (iii)・・・天守の機能の変遷、天下人とのヒエラルキー
- 評価基準 (iv)・・・天守の木造高層建築、構造的発展

5 おわりに

世界遺産と地域の役割

第7回松江城調査報告会

〈参考文献〉

- ・松本市教育委員会『国宝松本城 解体・調査編』、昭和29年
- ・松本市教育委員会『国宝松本城』、昭和41年
- ・五十嵐敬喜、岩槻邦男、西村幸夫、松浦晃一郎編者 彦根市、松本市、犬山市協力
『日本の城・再発見 彦根城、松本城、犬山城を世界遺産に』、平成26年
- ・松本市教育委員会『国宝松本城天守保存活用計画』、平成27年
- ・松本市教育委員会『史跡松本城保存活用計画』、平成28年
- ・松本市教育委員会『わたしたちの松本城』、令和元年

〈図版出典〉

- ・松本市教育委員会松本城管理事務所蔵

我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について（抜粋）

平成20年9月26日
文化審議会文化財分科会
世界文化遺産特別委員会

ア. 世界遺産暫定一覧表候補の文化資産「カテゴリーⅠ」について

「カテゴリーⅠ」に該当する文化資産は、我が国の世界遺産暫定一覧表には未だ見られない分野の資産であり、顕著な普遍的価値を証明し得る可能性について検討すべきものと認められるが、主題・資産構成・保存管理等を十全なものとしていくためには、なお相当な作業が見込まれるため、世界遺産暫定一覧表記載には至らないと評価されるものである。

これらの文化資産については、地方公共団体において取組を進め、作業が相当程度に進展した場合は、その段階で本委員会においてあらためて調査・審議を行い、顕著な普遍的価値を証明できる可能性が高いと評価されたものについては、世界遺産暫定一覧表への記載について検討することが望ましい。

今後、世界遺産を目指す上では、別紙8に示された課題等を踏まえた作業を進めることが必要であり、その手順については以下の2通りに分けることができる。

- a) 提案書の基本的主題を基に、提案地方公共団体を中心に作業を進めるべきもの
- b) 提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により作業を進めるべきもの

これらの作業を地方公共団体が進めるに当たっては、文化庁においても、必要に応じて適切な支援や指導・助言を行うことが必要である。

a) については、「最上川の文化的景観－舟運と水が育んだ農と祈り、豊饒な大地－」、「四国八十八箇所霊場と遍路道」、「阿蘇－火山との共生とその文化的景観－」のように、資産の範囲が広大であり、文化財の指定・選定を含めた保護措置の改善・充実等に向けて長期的・継続的な取組が必要とされるもの、「天橋立－日本の文化景観の原点」及び「錦帯橋と岩国の町割」のように、顕著な普遍的価値を持つと認められることの前提として必要な国際的な評価を確立するために十分な研究を行うことが必要な文化資産が該当する。

また、b) については、様々な同種資産についての学術的な比較研究等を行い、その代表性や典型性について十分に検討することが必要な資産や、近世の城郭と城下町関連の文化資産、近世の教育資産といった新たな主題の下で、地域横断的に複数の提案における構成資産を組み合わせることも視野に入れつつ調査研究を進めることが望ましいと考えられる

文化資産が該当する。

a)、b) のいずれの場合であっても、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けては、世界遺産に係る国際的な動向等にも十分留意しつつ、提案地方公共団体を 中心に、長期的な見通しを持って取り組むことが必要である。

(中略)

提案資産名：松本城

【所在地】

長野県（松本市）

【総合的評価】 カテゴリー I b に該当

安土桃山時代から江戸時代初期にかけて築城された城郭で、5層6階の天守と小天守を渡櫓が結び、天守には2棟の櫓を配する構成をとる。また、地形や石垣には高い土木技術が見られる。

天守閣をはじめ城郭の主要建築が残存するとともに、本丸・二の丸などの主要地割が残る平城の事例として、価値は高い。

近世の城郭・城下町関連の文化資産について、様々な観点から比較研究を進める中で、他の同種・関連資産との組合せにより、将来的な記載の候補となり得るか否かについて十分に検討することが必要である。

【課題等】

顕著な普遍的価値

- 世界史的・国際的な観点から、日本の城郭の代表例・典型例として、本資産が顕著な普遍的価値を持つことの証明が不十分である。
- なお、本提案と同種・関連資産との比較研究を進めることにより、近世の城郭や城下町関連の文化資産に関して顕著な普遍的価値を持つか否かについて慎重に検討することが必要である。

今後の課題

- 当面、近世の城郭・城下町関連の文化資産に関し、専門家による学術的な調査研究を十分に行い、これにより主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体において準備を進めることが必要である。
- 以下の点について考慮する必要がある。
 - ・顕著な普遍的な価値の証明の観点から、本資産や関連資産の遺存状況にも留意しつつ、城郭と城下町を総合的に評価することが適切か、あるいは、構造物としての城郭と都市遺産としての城下町とを別々に評価することが適切かについて十分な検討を行うこと。

- ・ 日本の城郭の類型・発展過程を明らかにしつつ、城郭の空間構造や、成立条件となる社会・経済的な諸要素などの観点から詳細な比較研究を行うこと。
- ・ 松本市が提案している、国宝に指定された天守閣が現存する4城による組合せに関しては、近世城郭の類型に関する完全性を証明できるか否かについて、慎重な検討を行うこと。
- ・ 世界遺産「姫路城」が近世城郭の代表例・典型例とされたものであることを踏まえ、姫路城を含め城郭及び城下町関連の文化資産を組み合わせることにより、新たな視点からの価値評価が可能となるのか否かについて、慎重な検証を行うこと。
- ・ 上記を踏まえつつ、今後の検討により、城郭に関する適切な主題が設定し得るのであれば、その構成資産として適切なものについては、資産の遺存状況、文化財としての保護の状況、真実性の観点からの課題の有無などを十分に考慮し、本資産を含めて慎重に吟味すること。

- 上記検討と併せて、松本城を「現存する最古の天守閣」と評価する点については、慎重に研究することが必要である。
- 史跡松本城に関しては、今後とも追加指定を行っていくことが重要である。

平成 19 年 1 月 23 日
文化審議会文化財分科会
世界文化遺産特別委員会

継続審議とすることが適当とされた文化資産

(中略)

○ 松本城

高い技術により築造され、天守閣をはじめとする城郭の主要建築が残存する我が国唯一の平城の事例として、価値は高い。

なお、現時点での個別の課題は次のとおりである。

[1] 主題

主題及び顕著な普遍的価値について、検討が必要。その際には、近世の大名文化を背景に形成された城郭又は城下町の観点から本資産の位置付けを明確化するとともに、城郭のみの資産構成が適切であるのか、あるいは城郭については既登録の「姫路城」、暫定一覧表に既記載の「彦根城」との統合が可能であるのか等について、検討が必要。

ただし、城下町の観点から捉えた場合には、他の提案の中に主題の類似するものがある。

[2] 資産構成

城郭の堀及び土塁等の骨格を表す諸要素の保存状況、城郭と一体を成す城下町の諸要素に対する評価の視点が必要。